

2020年10月 1日
郵政ユニオン 交第18号

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
衣川 和秀 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

2020年度年末年始業務推進等に関する要求書

2020年度の年末年始繁忙に関しては、8月6日、「2021年用年賀葉書の販売方針」9月8日、「2020年度年末年始期の重点項目・年賀郵便物取扱い方針及び年末年始期間取組のポイント(案)」が会社から示されました。今年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大し収束の見通しが立たないなかでの業務運行となり、感染防止策の徹底とクラスターの発生など緊急時等への対応、要員の確保、営業活動のあり方などが会社に問われています。

郵政ユニオンは、年末年始の業務運行を確保し、良質なサービスを国民・利用者に公平に提供することと同時に社員の安全・安心に向けた対策が必要であると考えます。そのためには、業務に携わる社員の労働条件の向上が不可欠です。従って、以下の要求書を提出しますので、早急に誠意ある回答を求めます。

記

- 1 2019年度年末年始業務推進の総括及び、2020年度の基本的な考え方を明らかにすること
- 2 「2020年度年末年始繁忙労働力見込」を早急に示すこと
- 3 要員不足が解消されず、通常業務が正常に確保されない実態が続いています。年末年始の業務運行を確保するために、早急に要員不足解消のための具体的対策を講じること
- 4 新型コロナウイルス感染症対策に関して
 - (1) マスクや消毒液は会社負担で配備し、十分な量を確保すること
 - (2) 休息室、食堂、更衣室などは増配備し、換気対策とソーシャルディスタンスを徹底するように指導すること
 - (3) 書留やゆうパック等の当日再配達を中止し、基本翌日以降の再配達とすること
 - (4) 飛沫感染防止のために、始業時等に行っている唱和は中止すること。また、郵便体操とミーティングは密にならないように簡素化すること
 - (5) ゆうゆう窓口の営業時間が短縮されています。感染防止と混雑緩和について具体的対策を講じること

- (6) 新型コロナウイルス感染者が出た場合の会社対応方針について、社員周知を徹底すること
- (7) 地域区分局等でのクラスター発生時の業務運行確保対策について明らかにすること
- (8) 短期アルバイトに対して感染拡大防止のための教育を徹底すること

5 要員関係

- (1) 短期アルバイトの確保に万全を期すこと
- (2) 一方的な短期アルバイトの削減は行わないこと
- (3) 長期雇用の時給制契約社員の基本給が短期アルバイトの時給単価を下回る場合は、差額の手当を支給し時給逆転を是正すること

6 休暇・勤務時間管理等について

- (1) 連続出勤は6日以内とし、1月1日から3日（遅くとも5日）までに全員に休日を確保すること
- (2) 廃休・マル超は行わないこと
- (3) 特別条項は適用しないこと
- (4) 勤務時間管理を徹底し、休憩・休息が確保できるように指導を徹底すること

7 2021年用年賀葉書の販売等について

- (1) 昨年度の年賀販売についての総括を明らかにすること
- (2) 支社別の収入目標の設定について、考え方を明らかにすること
- (3) 実需に基づかない販売について、昨年、実施した具体的対策の総括を明らかにすること
- (4) 推進管理の在り方を具体的に明らかにすること
- (5) コロナ禍での販売は、Web受注と郵便窓口及びコンビニ販売を基本として、販売方針と体制を抜本的に見直すこと
- (6) 誰でもWeb受注の作業ができるようにパソコン配備と訓練を行うこと
- (7) 「購入申込書」は依然としてムダが多いので、各局へ下す枚数を見直すこと

8 ゆうパック等の取り扱いについて

- (1) 通常のゆうパックとお歳暮関係のゆうパックの傾向を明らかにすること
- (2) 自社（正社員・期間雇用社員等）と委託業者の配達率を明らかにすること
- (3) 地域区分局におけるゆうパックの処理については万全の対策を講じること。また、ゆうパケットの取扱量が増加しており、必要労働力の確保や具体的対策を講じること
- (4) ゆうパック、ゆうパケットの引受予想個数が対前年比を超えています。航空保安対策でのX線検査について万全の対策を講じること
- (5) 委託業者に関して
 - ①委託単価は、業者が要員を確保できる単価とすること
 - ②委託業者が長時間労働にならないように対策を講じること

9 郵便業務について

- (1) 休配日である12月27日(日)、1月2日(土)と休配日翌日の要員配置について考え方を明らかにすること
- (2) 窓口業務は、感染防止策を徹底し、混雑を緩和するために具体的対策を講じること
- (3) 外務の短期アルバイトを雇用すること
- (4) 短期アルバイトの雇用期間を十分に確保すること
- (5) バイクの保守管理・整備を充実するための対策を講じること。また、不足している局には早急に配備すること

10 安全衛生対策について

- (1) 2019年度の年末年始繁忙期(12月・1月)における労働災害発生状況について内外別に明らかにすること
- (2) 交通事故対策について
 - ①年間の交通事故件数と特徴を明らかにすること
 - ②年末年始繁忙期における交通事故対策について明らかにすること
- (3) 年末年始には多くのアルバイトが雇用されます。ロールパレット等の労災事故防止の指導を徹底するとともに、手指の切断事故につながるような一部の危険なパレットは使用中止とすること

11 利用者・国民の関心が集まる年末年始繁忙期におけるコンプライアンスの厳守は重要です。過去におけるコンプライアンス違反の事例内容と件数を内外別に明らかにすること。また、具体的な対応策を明らかにすること

12 2018年10月1日に廃止した年末勤務手当を復活し、期間雇用社員等に正社員と同額の手当を支給すること

13 年始勤務手当を期間雇用社員等に正社員と同様の額を支給すること

14 年末年始繁忙期の業務運行に関する職場段階における労使の意思疎通については極めて重要です。昨年、12月になっても「要求に対する回答がされない」など、問題対応があとを絶ちません。ルールに基づき誠意をもった対応と十分な協議が行われるよう指導を徹底すること

以上